

## シンポジウム2 「化学物質の自律管理の法的責任」

報告者：株式会社梶原産業医事務所 代表 梶原隆芳

化学物質の自律管理化に向けて、行政や各企業で様々な対策が進められているが、これまで法令順守型であった化学物質管理が自律管理型となることで、事業者が生じる法的リスクについての議論は十分ではない。本シンポジウムでは、現在進行形で対応が進む自律的化学物質管理の法的リスクに焦点を当てた議論が行われた。

元相模原労働基準監督署長の高山博光氏からは、法令の規定等は事業場の担当者が理解して初めて該当事業場での運用ステージに入るが、法令等（通達等を含む）上の記述が複雑で分かりにくく、特に中小・零細企業では専門家不在のことが多く、リソースも十分でない現状の問題点が指摘された。

国内最大手の化学メーカーである三菱ケミカルグループ株式会社本社統括産業医の真鍋憲幸氏からは、現場での課題や同社の先進的な取組みが報告された。特にがん原性物質の管理には作業記録が重要となるが、作業記録と労働者自身の曝露の自覚・認識の間にはギャップが存在する可能性が指摘され、このギャップを埋めることがリスクコミュニケーションの一環であり、リスクの最小化につながるという見解が示された。

NAOSH コンサルティング代表の中原浩彦氏からは、外資系企業でのインダストリアルハイジニストとしての経験、及び日本企業との合併に伴う体制構築の経験から、リストアップされたものを管理する運用ではリストに載らない未規制物質による健康障害の予防はできないこと、組織の縦割り構造が過ぎると誰も関与しない領域を生じやすいこと、等の課題が示された。自律的管理を進めるためには、状況に応じてリスクを評価し自分の責任で対策を講じる習慣を定着させること、安全・衛生・産業医間の円滑な多職種連携を構築することが重要であることが指摘された。

元厚生労働省労働基準局安全衛生部長の半田有通氏からは、豊富な行政経験から化学物質管理政策の変遷を概観し、今後、危険有害性情報を収集・評価・提供する拠点の整備と、事業者の努力を支援する仕組みが必要で、化学物質情報の共有化のため各行政を横断する法的整備が必要であるという見解が示された。

各演者の講演後に活発な質疑応答が行われ、何をどこまでやれば良いのかを示すべきだとする意見に対し、自律的管理のためにむしろ基準は定めない方が良いとする意見、当面の間は地力のある大企業は自律的管理を進め、中小・零細には従来の管理方法の継続を容認する二本立てとするのが良い、等の意見が交わされた。